



# 埼玉県報

第131号  
令和2年(2020年)  
8月11日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 第49回採石業務管理者試験の実施について（環境政策課）
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 令和2年度随時実施技能検定の実施の一部を改正する告示（産業人材育成課）
- 手術用顕微鏡の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十七号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十九回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和二年八月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 試験期日

令和二年十月九日（金）午前十時から十二時まで

#### 二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室 A B

#### 三 受験手続

##### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和二年八月十四日（金）から配布する。

##### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

#### ハ 受付期間

令和二年八月二十八日（金）から九月十一日（金）まで（期間内消印有効）

#### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

#### 環境部環境政策課

#### 五 試験手数料

八千百円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

#### 六 試験科目

##### イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

##### ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ

て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措

置に関する技術的な事項

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十八号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定する。

令和二年八月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 土砂の搬入を禁止する期間

令和二年八月十一日から令和三年二月十日まで

#### 二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番並びに字諏訪平千八百三番

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年八月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 要措置区域

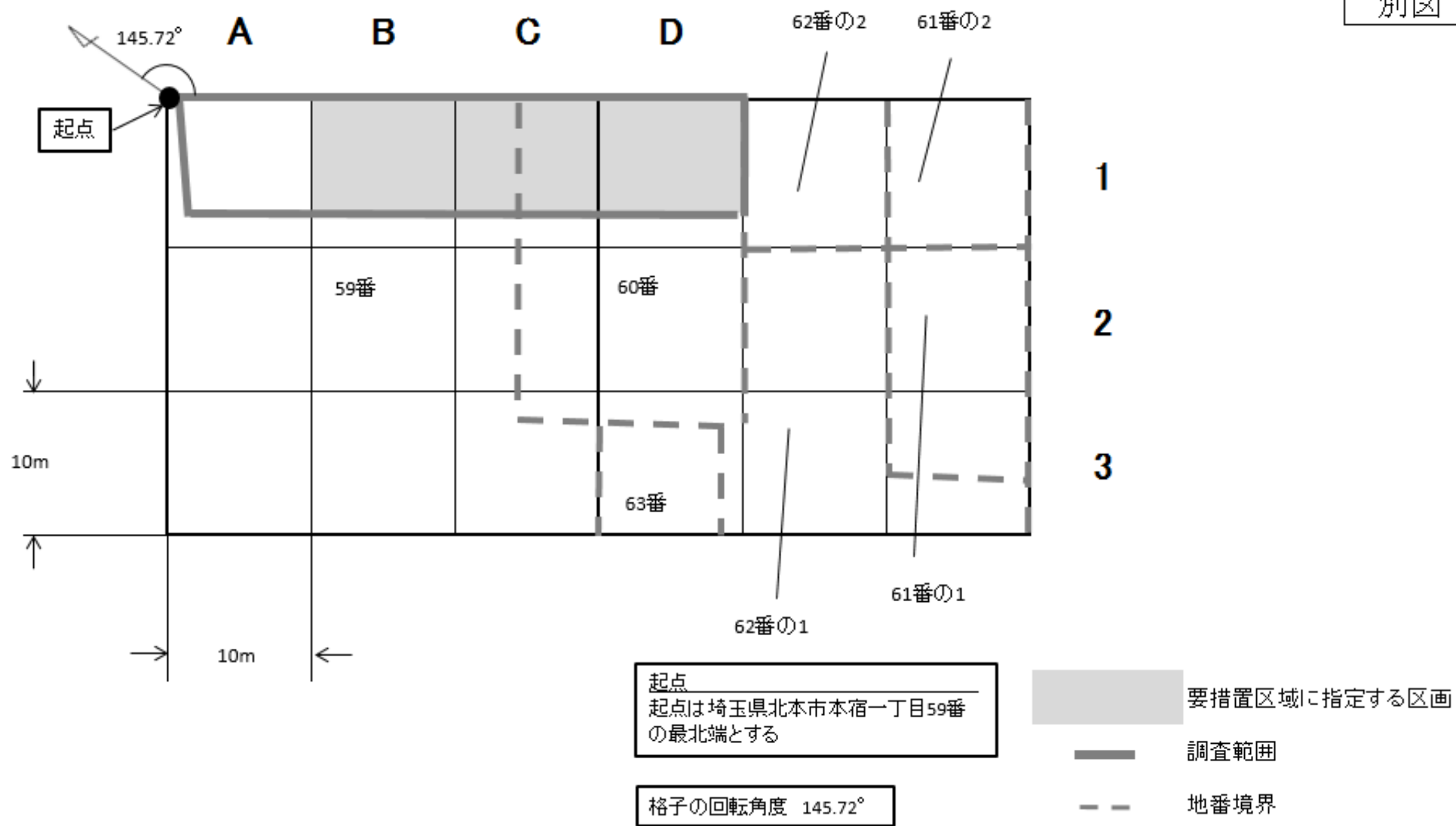
別図のとおり（埼玉県北本市本宿一丁目五十九番の一部、六十番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年八月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

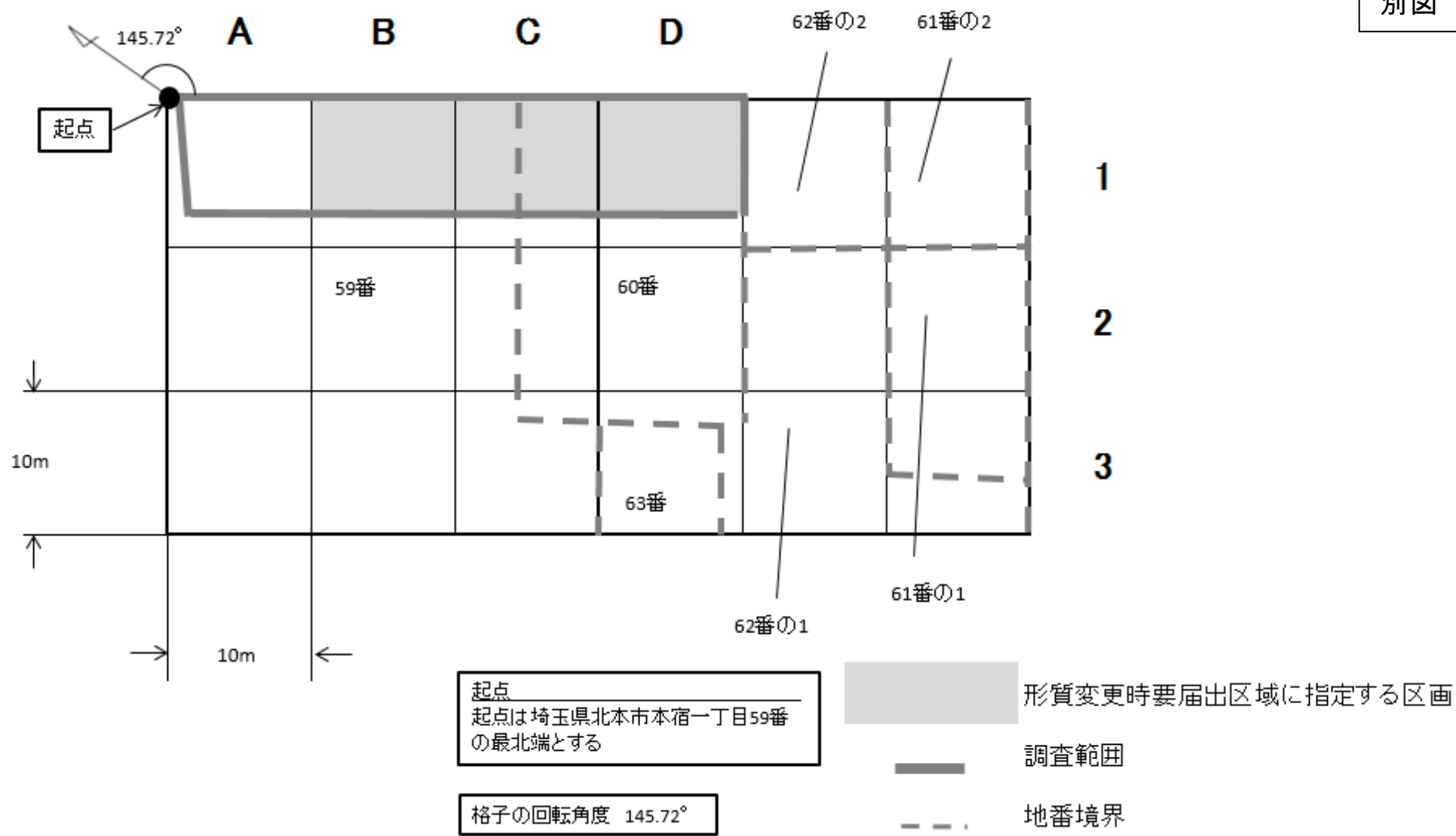
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北本市本宿一丁目五十九番の一部、六十番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



## 告示

### 埼玉県告示第八百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

F U J I M A L L 吹上

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）アピタ吹上店

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

（変更後）F U J I M A L L 吹上

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）フジフーズ株式会社 代表取締役 加藤勝

東京都千代田区神田須田町一丁目十四番地一

（変更後）フジフーズ株式会社 代表取締役 加藤寛

東京都千代田区神田須田町一丁目十四番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計二十七者

（変更後）株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九番 外 計十一者

#### ハ 変更年月日

令和二年六月二十二日外

#### ニ 届出年月日

令和二年七月二十七日

#### 二 縦覧期間



令和二年八月十一日から令和二年十二月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年八月十一日から令和二年十二月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十二号

令和二年埼玉県告示第百六十二号（令和二年度随時実施技能検定の実施）の一部を次のように改正する。

令和二年八月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第一号イ中「機械検査（機械検査作業）」の下に「ダイカスト（コールドチャ  
ンバダイカスト作業）」を加える。

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入案件名及び数量  
手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当 埼玉県熊谷市板井 1696
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス 埼玉営業所  
埼玉県さいたま市中央区新中里五丁目22番2号
- 5 落札金額  
61,226,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年6月23日

## 告 示

### 埼玉県選挙管告示第二十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年八月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和二年八月二十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 選挙啓発について

イ その他